

三条市地域公共交通協議会規約の改正について

1 改正趣旨

地域公共交通活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき設置している協議会の規約について、同法の改正に伴い必要な改正を行うもの

2 改正内容（新旧対照表）

条・項	改正前	改正後
第 1 条	この会は、（中略）の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成に関する・・・（以下略）	この会は、（中略）の規定に基づき、 <u>地域公共交通網形成計画</u> （以下「計画」という。）の作成に関する・・・（以下略）
附 則		<u>この規約は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。</u>

3 施行期日

平成 30 年 8 月 20 日